

美容所を開設される方へ

枚方市内において、美容所を開設しようとする者は、美容所の位置、構造設備、管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ枚方市保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。（美容師法第 11 条及び第 12 条）

営業開始までの手順

① 必要に応じて事前相談

② 開設届出の提出

- ・届出書記載事項・添付書類について不備がなければ受理となります。
- ・受理後、手数料徴収、施設の確認検査の日程調整します。

③ 保健所職員による施設の確認検査

※この日までに全ての設備をそろえておく必要があります。

④ 確認済証の交付

※交付日をもって営業することができます。

※ 確認検査から確認済証の交付まで最大10営業日要しますので、余裕をもって届出をしてください。

開設届出

開設の届出にあたっては、次のものがが必要です。（美容師法施行規則第19条関係）

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	美容所開設届出書（様式第1号）	
2 <input type="checkbox"/>	美容所の平面図、付近見取図	・図中に必要事項を追記（記入例参照） ・設計図、住宅地図等でも可
3 <input type="checkbox"/>	従業する美容師全員の美容師免許証【原本】	
4 <input type="checkbox"/>	従業する美容師全員の診断書（参考様式）【原本】 （結核、感染性皮肤病疾患の有無に関する診断書）	・診断日より1ヵ月以内のもの
5 <input type="checkbox"/>	《従業する美容師が2名以上の場合》 管理美容師であることを証する書類【原本】及びその写し	・管理美容師は他の美容所との兼任不可
6 <input type="checkbox"/>	《開設者が外国人の場合》 住民票の写し【原本】	・住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り
7 <input type="checkbox"/>	手数料（現金） 16,000円	

※ 3、5の原本については、窓口で確認後返却します。

使用前検査の確認事項

美容師法第12条、美容師法施行規則第25条、第26条、第27条、枚方市美容師法施行条例第7条 等

(1) 常に清潔に保つための措置

- ①床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を使用すること。
- ②洗場は、流水装置とすること。
- ③ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(2) 消毒設備を設けること（エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、紫外線消毒器等）。

(3) 採光、照明及び換気を十分にするための措置

- ①採光及び照明：美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度が100ルクス以上を確保できる設備を有すること。
- ②換気：美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つことができる施設構造を有すること。

(4) その他市長が定める衛生上必要な措置。

- ①美容所と住居その他の施設とを区分すること。
- ②美容所には待合所を設け、作業場と区分すること。
- ③美容所の作業場及び待合所の面積の合計は、13平方メートル以上とすること。（ただし、化粧、結髪、まつ毛エクステンション等の業のみを行う場合はこの限りではない。）
- ④美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する施設が区分されていること。
- ⑤皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するために必要な設備を設けること。
- ⑥外傷に対する応急手当に必要な薬品（傷口面の消毒薬等）及びガーゼその他の衛生材料（包帯等）を常備すること。

よくあるご質問

Q 1 美容師免許証を紛失したのですが。

A 1 公益財団法人理容師美容師試験研修センターへ再交付の手続きをしてください。

（電話：03-5579-6878 ホームページ：<http://www.rbc.or.jp/license/index.html>）

Q 2 管理美容師講習会修了証を紛失したのですが。

A 2 大阪府以外の都道府県で受講された方又は平成10年度以降に大阪府で受講された方は、（公財）理容師美容師試験研修センターへ再交付の手続きをしてください。

（電話：03-5579-6878 ホームページ：<http://www.rbc.or.jp/license/index.html>）

平成9年度以前に大阪府で受講された方は、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課へ修了済み証明の申請をしてください。

（電話：06-6944-9180 ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/ribiyou/index.html>）

Q 3 美容師免許証、管理美容師講習会修了証に記載されている氏名に変更があるのですが。

A 3 氏名が変更したことが分かる公的な証明書を持参してください。（戸籍謄本又は戸籍抄本、変更履歴が記載されている運転免許証等）

また、（公財）理容師美容師試験研修センターで書換え交付の手続きをすることができます。

美容所開設届出書

令和 ●年 4月 1日

（宛先）

枚方市保健所長

届出者（開設者） 住 所 〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目〇-〇

（フリガナ）カブシキガイシャクラワンカ アマノ タロウ
氏 名 株式会社くらわんか 代表取締役 天野 太郎
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

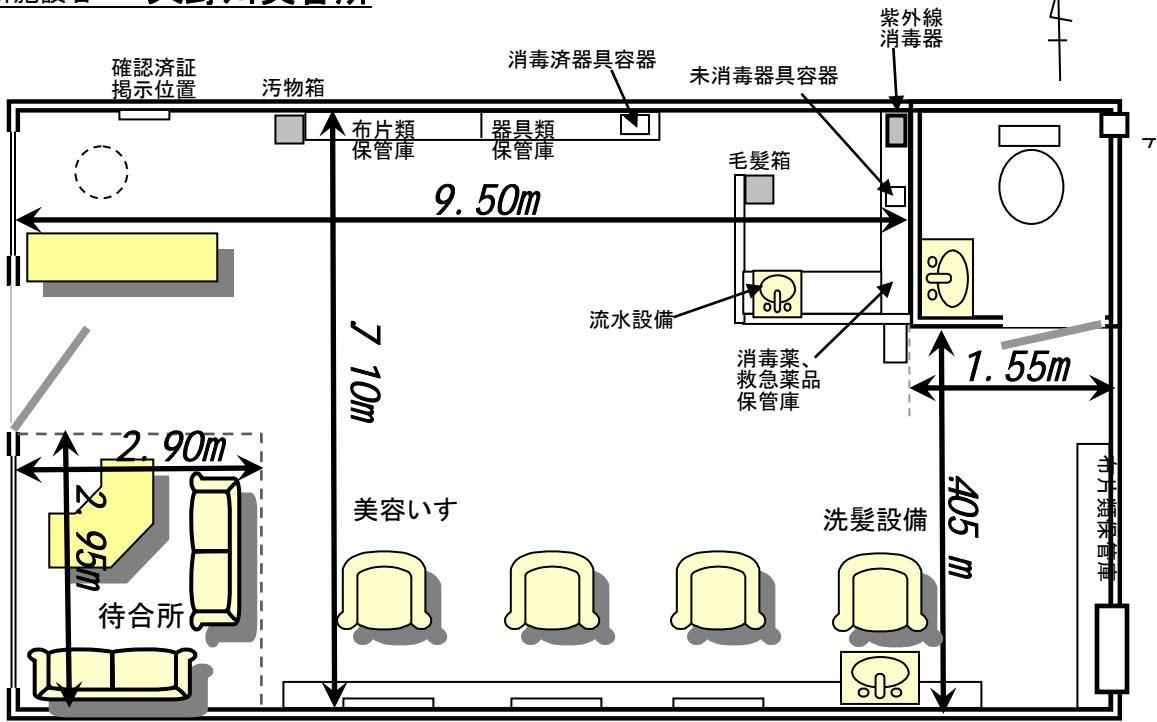
美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり美容所の開設の届出をします。

まつ毛エクステンションの業のみを行う場合は、こちらを囲み、（ ）内にその旨

美容所の名称	（フリガナ）アマノガワビヨウシヨ 天野川美容所								
美容所の所在地	〒573-0032 枚方市岡東町2丁目〇-〇 枚方ビル2階 （商業ビル内等に美容所がある場合は、ビル名、階数まで御記入ください。）								
美容所の電話番号	072-〇〇〇-〇〇〇〇	開設予定年月日	令和 ●年 4月 15日						
美容所のFAX番号	072-●●●-●●●●	美容所のメールアドレス	×××@hirakata.jp						
営業種別	一般美容 ・ 化粧・結髪等のみ（その他具体的内容）								
美容所の構造設備	面積	（ 73.7 ）㎡ （内待合所面積 （ 8.6 ）㎡）							
	換気	自然換気 ・ 機械換気（ 1 個）							
	採光・照明	白熱灯 ・ 蛍光灯 ・ LED ・ その他（ ）							
	床材質	コンクリート ・ クッションフロアシート ・ ビニールシート ・ リリウム ・ 木板 ・ その他（ ）							
	腰板材質	コンクリート ・ クッションフロアシート ・ ビニールクロス ・ リリウム ・ 木板 ・ その他（ ）							
	設備・器具	美容椅子（ 3 ）台	蒸タオル器（ 0 ）台	未消毒器具容器（ 1 ）個					
		消毒済器具容器（ 1 ）個	蓋付き毛髪箱（ 1 ）個	蓋付き汚物箱（ 1 ）個					
流水設備（ 1 ）台		救急薬品等（ 1 ）個	洗髪設備（ 1 ）台						
消毒方法	紫外線 ・ 煮沸 ・ 湿熱 ・ エタノール ・ 次亜塩素酸ナトリウム ・ 逆性石けん グルコン酸クロルヘキシジン ・ 両性界面活性剤								
従事者数	（ 3 ）人 （内免許所有者数（ 2 ）人）								
管理美容師	フリガナ氏名 ヨド ハナコ 淀 花子	住所	枚方市川原町1丁目〇-〇	登録番号		登録年月日		伝染性疾病	
		免許証	大臣・知事（都道府県 大阪府）	999999	H5.1.1	有・無	有・無		
		修了証	知事（都道府県 大阪府）	H10-99	H10.1.1				
美容師	フリガナ氏名	フナハシジロウ 船橋 次郎	免許証	大臣・知事（都道府県）	999999	H20.1.1	有・無	有・無	
	フリガナ氏名		免許証	大臣・知事（都道府県）			有・無	有・無	
	フリガナ氏名		免許証	大臣・知事（都道府県）			有・無	有・無	
	フリガナ氏名		免許証	大臣・知事（都道府県）			有・無	有・無	
	フリガナ氏名		免許証	大臣・知事（都道府県）			有・無	有・無	
その他の従業者	穂谷 三郎								
重複開設	重複開設の有無	有 ・ 無							
	理容所の名称				理容所開設予定年月日	年 月 日			

美容所施設名 **天野川美容所**

美容所の平面図



注意点 1 作業場・待合所の面積の計算の根拠となる寸法を記入すること
 (寸法は壁の中心から中心までの距離ではなく、室内の寸法です)

※ 美容所の面積は、13m²以上必要です
 ただし、化粧、結髪、まつ毛エクステンション等の業のみを行う場合は
 この限りではありません

2 換気扇、美容いす、流水設備、洗髪設備、毛髪箱、汚物箱、救急薬品、
 消毒器具容器、未消毒器具容器、消毒薬、紫外線消毒器
 確認済証掲示、待合所 の位置を明示すること

付近の見取図

